

第22期 第25回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成28年10月25日(火曜日) 午後2時00分 ～午後2時40分				
開催場所	苫小牧市役所第2庁舎2階 北会議室				
出席委員	今泉 宏治	及川 末男	亀谷 正司	野村 真理子	工藤 良一
	五十嵐 堅司	黒坂 章	山内 幸子	山本 まり子	丹羽 秀則
				計 10 名	
欠席委員	矢農 誠	佐久間 貴子	谷口 隆昌		
議事録署名委員	山内 幸子	山本 まり子			

審 議 内 容

報 告 第 1 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名	氏 名	住 所		
	■ ■ ■	■■市■■区■■■■条■丁目■■■-■		
2 届出に係る土地の所在等	所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)
		公 簿	現 況	
	字樽前3 5 5 番 1 字樽前3 5 7 番 1	牧場 畑	畑 畑	10,405 5,253
権利を取得した日	平成27年5月23日			
4 権利を取得した理由	父、■■ ■■ 死亡による相続により取得			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	有 ・ (無)			

審議結果

原案承認

報 告 第 2 号 平成27年度農業委員会費の決算について

1 歳 入 (単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較	説 明
農 業 手 数 料	28,000	26,400	-1,600	現況証明、営農証明外
農 業 費 負 担 金	1,295,000	1,640,000	345,000	農業委員会活動促進事業負担金
農 業 費 補 助 金	50,000	50,000		機構集積支援事業補助金
農業委託手数料	182,000	221,200	39,200	農業者年金業務委託手数料外
計	1,555,000	1,937,600	382,600	

2 歳 出 (単位：円)

科 目	予算額	決算額	不用額	説 明
報 酬	5,352,000	5,313,676	38,324	委員報酬
旅 費	669,000	636,280	32,720	費用弁償、先進地視察、諸会議
需 用 費	170,000	169,499	501	消耗品 (50,000 円は機構集積事業)
役 務 費	43,000	43,000		郵便料
使用料及賃借料	219,000	194,630	24,370	管外視察バス借上げ代
負担金及交付金	100,000	99,100	900	農業会議、胆振地方農業委員会連合会等
計	6,553,000	6,456,185	96,815	

審議結果	原案承認
------	------

議 案 第 1 号 農用地利用状況報告について

農業経営基盤強化促進法施行細則第 16 条の 2 の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等	■■ ■■			
農用地等の面積 (第 16 条の 2 第 1 項 2 号)	権利設定		農用地等の面積 (㎡)	
	賃貸借		21,372	
耕作の状況 (第 16 条の 2 第 1 項 3 号)	作物の種類	作付面積(㎡)	生産量(kg)	反収(kg/10a)
	アスパラ	500	0	0
	そば	180	0	0
	農地整備中	9,000	0	0
	計	9,680	0	0
周辺の農用地に及ぼしている影響 (第 16 条の 2 第 1 項 4 号)	なし			
地域農業との役割分担の状況 (第 16 条の 2 第 1 項 5 号)	なし			
添付資料 (第 16 条の 2 第 2 項)	なし			

※ 確認書は別紙 1

審議結果	原案可決
------	------

議 案 第 2 号-1 農用地利用集積計画の策定について

整理 番号	28-6	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■■町■■丁目■■番■■■号
				氏名又は名称	有限会社■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市字■■■■■■番地の■■
				氏名又は名称	■■■ ■■■
利用権を設定する土地					設定する利用権
所 在	地 番	現況地目	面 積(㎡)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	255 番	畑	19,114	賃借権	普通畑
	261 番		9,586		
	267 番		9,361		
	270 番		9,752		
	271 番 1		7,434		
	285 番		9,203		
	286 番		9,586		
	332 番 1 の内		48,112 の内 36,212		
	332 番 2 の内		69,543 の内 20,000		
			(130,248)		
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 解除条件付賃貸借
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 28 年 11 月 1 日	平成 33 年 10 月 31 日	■■■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	5 月末迄に■■■ 氏の口座に振込み		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称			設 立		農作業従事日数						
有限会社■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■			平成 10 年 3 月 3 日		220 日						
設定等を受ける土地の面積(㎡)			設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)		設定等を受ける者の主たる経営作目						
農 地	130,248		農 地		芝生						
そ の 他	—										
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況					
世帯員（構成員）		農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種 類	数 量				
男	2 人	農業専従者	2 人 (1 人)	—	—	—	トラクター	2 台			
		農業補助者	主として農業に従事する者				1 人 (人)	草刈機	3 台		
女	1 人		従として農業に従事する者				(人)	—	—	—	スプレーヤー
		種まきブローキャスト									1 台
				畑起こし				3 台			
				ソードカッター				3 台			

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 2

議 案 第 2 号-2 農用地利用集積計画の策定について

整理 番号	2 8 - 7	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■■町■■丁目■■番■■■号	
				氏名又は名称	有限会社■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■	
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市■■■■町■■丁目■■番■■■-■■■■号	
				氏名又は名称	■■■ ■■	
利用権を設定する土地					設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(㎡)	利用権の種類	内 容	
苫小牧市字樽前	254 番の内	畑	19,438 の内 8,000	賃借権	普通畑	
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 解除条件付賃貸借	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法			
平成 28 年 11 月 1 日	平成 33 年 10 月 31 日	■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	12 月末迄に■■■氏の口座に振込み			

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称				設 立		農作業従事日数			
有限会社■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■				平成 10 年 3 月 3 日		220 日			
設定等を受ける土地の面積(㎡)				設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)		設定等を受ける者の主たる経営作目			
農 地		8,000		農 地		芝生			
そ の 他		－							
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）		種 類	数 量	種 類	数 量
男	2 人	農業専従者		2 人（1 人）	－	－	－	トラクター	2 台
		農業補助者	主として農業に従事する者	1 人（ 人）				草刈機	3 台
従として農業に従事する者	人（ 人）							スプレーヤー	1 台
								堆肥マニアスプレッダ	1 台
女	1 人						種まきブローキヤスト	1 台	
							畑起こし	3 台	
							ソーダカッター	3 台	

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について

整理番号	23-8
利用権の設定を受ける者	■■■市字■■■番地■■ 農事組合法人 ■■■■■■■■ 代表理事 ■■ ■■
利用権を設定する者	■■■市字■■■■番地■ ■■ ■■
利用権を設定する土地	字樽前255番地 外7筆 100,248 m ²
設定する利用権	賃借権
設定の時期	平成23年11月1日～平成28年10月31日
期間満了日	平成28年10月31日

(2) 平成28年度地区別農業委員等研修会の開催について

(3) 平成28年度管内農業視察研修結果について

(4) 第26回農業委員会総会の開催について

11月29日(火) 午後2時からの開催を予定。

農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項 確認書

議案第1号

賃借人： ■ ■ ■ ■	賃貸人： ■ ■ ■	作成者： ■ ■ ■ ■	
法20条の2条項		判断理由	該当
第1項第1号 (地域との調和・影響)	・その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。	事実はない。	しない
第1項第2号 (継続的安定的農業経営)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。	一部整備中の部分はあるが、労働力が確保され、アスパラ栽培として農地は耕作されている。	しない
第1項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	—	—

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

議案第 2 号ー 1 (利用権の設定：解除条件付賃貸借権設定)

譲受（借）人：(有)■■■■■■■■		譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人以外の法人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、これまでもこの土地において長年芝生産を行ってきた実績があり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する法人である。	適応なし	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・借人は、この土地において長年芝生産を行ってきた実績があり、農機具等も既に保有していることから初期投資費用もかからず今後安定的に耕作を行うことが見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・業務執行役員の一人が、その法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められる。	しない	
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受（借）人と譲渡（貸）人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	

議案第 2 号ー 2 (利用権の設定：解除条件付賃貸借権設定)

譲受（借）人：(有)■■■■■■■■		譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人以外の法人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、これまでもこの土地において長年芝生産を行ってきた実績があり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する法人である。	適応なし	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・借人は、この土地において長年芝生産を行ってきた実績があり、農機具等も既に保有していることから初期投資費用もかからず今後安定的に耕作を行うことが見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・業務執行役員の一人が、その法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められる。	しない	
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受（借）人と譲渡（貸）人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	